

川崎市立宮前平中学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営計画

学校教育目標

- (1) 基本的な知識・技能を身につける。
- (2) 基本的な生活習慣を確立する。(自主的・実践的で協力性があり責任感の強い人)
- (3) 豊かな人間性を養う。(素直で明るく誠意と思いやりのある人)
- (4) 健康でたくましい体力を作る。

学校経営目標

宮中プライド

仲間と共に自己実現を目指して、切磋琢磨できる生徒の育成

宮中千人家族

多様性を認め合い、思いやりを持って自他共に大切にする生徒の育成

宮中貢献 ship

広く社会に目を向け自分の役割を考え、地域社会に貢献する生徒の育成

中期経営目標 (R6~R8)

- 学習への関心、主体的態度の育成
- 個に応じた支援教育の推進

- 人権尊重教育の推進
- お互いを認め合う信頼関係に基づく集団づくりの推進

- キャリア在り方生き方教育の推進と進路指導の充実
- 開校50周年に向けた取組の推進

今年度の経営目標

信頼関係に基づいた集団づくりと個に応じた支援教育の充実

- ①生徒の主体的な学びの育成
- ②生徒一人ひとりに寄り添う個に応じた支援教育の推進

- ①人権尊重教育の推進
- ②道徳教育の充実
- ③生徒主体の生徒会活動推進

- ①キャリア在り方生き方教育の充実
- ②地域と協働した開校50周年事業の推進

今年度の具体的な手立て

- ①生徒の主体的な学びの育成**
- ・資質・能力を明確にした授業の実践
 - ・生徒が見通しをもって学ぶ、わかりやすい授業の工夫
 - ・校内授業研究による授業力向上
 - ・社会を生き抜くための思考力・判断力・表現力の育成
 - ・個に応じた学習と協働的な学習の展開
 - ・ICTの有効活用とGIGAスクール構想の推進
 - ・「伸ばす」ための学習評価の実施
- ②個に応じた支援教育の推進**
- ・生徒一人ひとりに寄り添う個に応じた支援の実施
 - ・生活しやすい学校環境づくりのためのUDLの共通理解と推進
 - ・生徒一人ひとりの教育的ニーズの把握と早期対応
 - ・保護者と連携した合理的配慮の提供
 - ・個に応じたきめ細やかな指導実施

- ①人権尊重教育の推進**
- ・思いやりの心育成といじめや不登校未然防止のための取組実施
 - ・違いを認め、違いを活かし合うことのできる人権感覚の醸成
 - ・アンケート、教育相談による予防的対応の充実
 - ・「共生*共有プログラム」による人間関係づくりの実践
 - ・スクールカウンセラーと連携した教育相談の充実
 - ・食への意識向上をめざす健康給食の推進
 - ・健康意識・防災安全意識の育成
- ②道徳教育の充実**
- ・「考え、議論する道徳」の実践
 - ・各教科等と関連した指導の実施
- ③生徒主体の生徒会活動の推進**
- ・生徒による主体的、自律的な生徒会活動の創造とその支援
 - ・挨拶励行、清掃等奉仕的活動の充実

- ①キャリア在り方生き方教育の充実**
- ・一人ひとりが希望や目標をもち、その実現を目指すための支援の充実
 - ・社会的自立を促し、社会に貢献しようとする生徒の育成
 - ・将来像の創生や適性の発見につながる進路指導の推進
- ②地域と協働した開校50周年事業の推進**
- ・地域と連携した教育活動の推進
 - ・学校運営協議会、地域教育会議と協働した地域貢献の推進
 - ・開校50周年事業の準備と推進
 - ・市制100周年事業推進

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にされた授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職及び生徒指導担当・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、教務主任、生徒支援グループ長、生徒指導担当・教育相談担当、支援教育コーディネーター、統括グループ長、養護教諭、部活動顧問長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
・・・・・・・・生徒支援グループ長、生徒指導担当
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・生徒支援グループ長、生徒指導担当
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・生徒支援グループ長、統括グループ長、生徒指導担当
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・生徒指導担当
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・生徒支援グループ長
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・全委員

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・生徒指導担当、教務主任
- ・教育相談力向上推進・情報収集・・・・・・・・学年主任・総括教諭
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・生徒指導担当・スクールカウンセラー
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・生徒指導担当、支援教育コーディネーター、養護教諭

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・生徒活動推進グループ長
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・生徒指導担当
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・生徒活動推進グループ長

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・生徒指導担当
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・生徒指導担当
- ・スクールソーシャルワーカーとの連携・・・・・・・・生徒指導担当・支援教育コーディネーター

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等に向けての研修について ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・生徒理解研修（要配慮生徒の報告・共通理解、特別支援、いじめ防止基本方針確認）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について ・教育相談に向けての研修会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 【生徒指導点検強化月間】の取組 ・教育相談週間の実施（全生徒対象） ・教育相談及び保護者面談の中から得られた情報の共有、適切な指導・対応 ・学校生活アンケート結果、教育相談を受けての対応について
7	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者面談（担任、保護者：二者面談） ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認 ・スマホ、ネット、サイバー安全教室等の実施
8	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・教育相談の実施（希望生徒対象） ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期のまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・保護者面談（担任、保護者、生徒：三者面談） ・保護者面談の中から得られた情報の共有、適切な指導・対応
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止標語の募集、代表作品の校内掲示（生徒会活動：生活委員会） ・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施（全生徒対象） ・学校生活アンケート結果、教育相談を受けての対応について
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
2	<ul style="list-style-type: none"> 【学校体制振り返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映 ・長欠生徒面談（校長、学年主任、担任、保護者、生徒）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導のまとめ ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた具体的な取組例

教育活動の中で

- ・「道徳」における指導の工夫、教材研究
- ・「家庭科」における保育実習
- ・「特別活動」における「かわさき効果測定」「共生*共育プログラム」の実施と振り返り
- ・「総合的な学習」におけるキャリア在り方生き方教育
- ・各教科指導における班活動、話し合い活動
- ・全校集会、学年集会等における講話

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・全校集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動や清掃活動
- ・プログラム委員による話し合い活動や自主的な学級活動運営

[交流活動の活性化]

- ・行事などでの縦割り（ブロック）活動
- ・部活動での高齢者施設訪問
- ・文化祭での地域展示コーナーの設置
- ・小中連携（交流）活動
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語の作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施
- ・人権作文の作成

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報紙での呼びかけ
- ・保護者間のネットワーク作りによる情報把握

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・地域教育会議の活動

教員の研究及び研修

- ・いじめ防止に関わる定期的な教員研修の実施
- ・わかる授業、子どもの居心地のよい学級づくりにつながる授業改善の研究
- ・生徒理解研修の実施
- ・計画的でタイムリーな教育相談の研究